特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森市長

特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

Ι	基本情報
	(別添1)事務の内容
П	特定個人情報ファイルの概要
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
V	開示請求、問合せ
VI	

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称 ②事務の内容 ※	住民基本台帳に関する事務		
③対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上		
2. 特定個人情報ファイルをシステム1	を取り扱う事務において使用するシステム		
①システムの名称	住民記録システム(既存住民基本台帳システム)		
②システムの機能	①異動入力機能 : 届出や通知に基づく異動時における、入力機能および入力された住民基本台帳を管理する機能 (2 照会機能 : 住民基本台帳を検索、照会する機能 (3 帳票発行機能 : 住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書の発行や、付帯帳票の発行機能 (4)一括処理機能 : 転入通知や法務省通知等に基づく異動を一括で住民基本台帳に記載する機能 (5)庁内連携機能 : 庁内の各システムへの基礎データとして利用するため、宛名システムや他システムへの連携機能 (6)庁外連携機能 : 住基ネットや法務省との庁外とのデータ連携を行い、各種通知情報の収受を行う機能		
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム		

システム2		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	①本人確認情報の更新 : 住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 ②本人確認 : 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ③個人番号カードを利用した転入(特例転入) : 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 ④本人確認情報検索 : 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑤機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報経会 : 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報を提供する。 ⑦送付先情報通知 : 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード管理システムに通知する。 ③個人番号カード管理システムに通知する。 ③個人番号カード管理システムに通知する。 ③個人番号カード管理システムに同知する。 ③個人番号カード管理システムに通知する。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (住基ネットGWシステム)	
システム3		
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能:提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。	
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 [○]税務システム [○]その他 (中間サーバー、住基ネットGWシステム、総合福祉システム等) 	

システム4		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。④既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。⑦データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。⑧セキュリティ管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (番号連携サーバ))	
システム5		
①システムの名称	住基ネットGWシステム	
①住基ネット連携機能 : 住基ネットへの本人確認情報の連携機能、転入通知・戸籍附票通知・転出記明書情報等の市区町村間の通知機能 ②在留カード等発行システム連携機能 : 在留カード等発行システムと連携し、法務省通知情報の取込、市町村通知情報の作成を行う機能 ③文字同定機能 : 住基ネットと住民記録システムとの文字同定や在留カード等発行システムとのデタ連携時の文字コード変換機能		
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム [O]住民基本台帳ネットワークシステム [O]死名システム等 [O]ぞの他 (法務省在留カード等発行システム 	

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル

①事務実施上の必要性

(3)送付先情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

- (1)住民基本台帳ファイル
- ・住基法に規定する住民基本台帳の整備、正確な記録及び記録の管理等を行う。
- 番号法に規定する個人番号とすべき番号の生成要求及び個人番号の指定を行う。

(2)本人確認情報ファイル

・本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等に円滑な住民情報の処理を行うため、また、全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。

①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うための区域内の 住民に係る最新の本人確認情報の管理

②都道府県に対する本人確認情報の更新情報の通知

- ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認
- 4個人番号カードを利用した転入手続
- ⑤住民基本台帳に関する事務での本人確認情報の検索
- ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性の確認

(3)送付先情報ファイル

・市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び個人番号カード交付申請書の送付先情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)

②実現が期待されるメリット

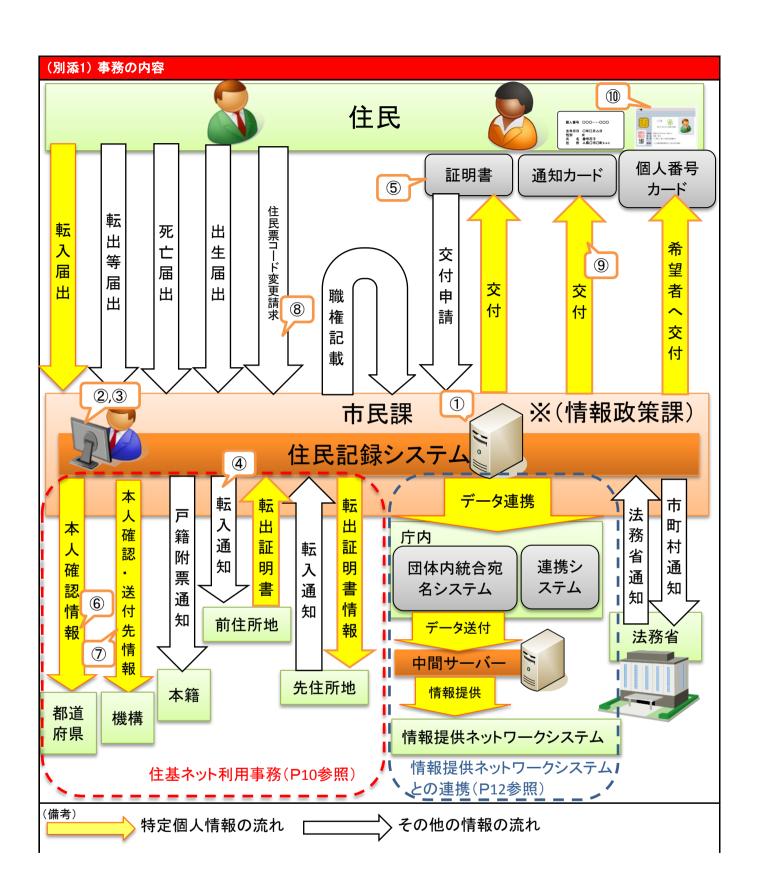
住民票の写し等の代わりに本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に貢献することが期待される。

5. 個人番号の利用 ※

- 1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)
- ・第7条(指定及び通知)
- ·第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)
- 2「住民基本台帳法」(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) 未施行部分を含む。(平成25年5月31日法律第28号)
- ・第5条(住民基本台帳の備付け)
- ・第6条(住民基本台帳の作成)
- ・第7条(住民票の記載事項)
- ・第8条(住民票の記載等)
- ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- •第22条(転入届)
- ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

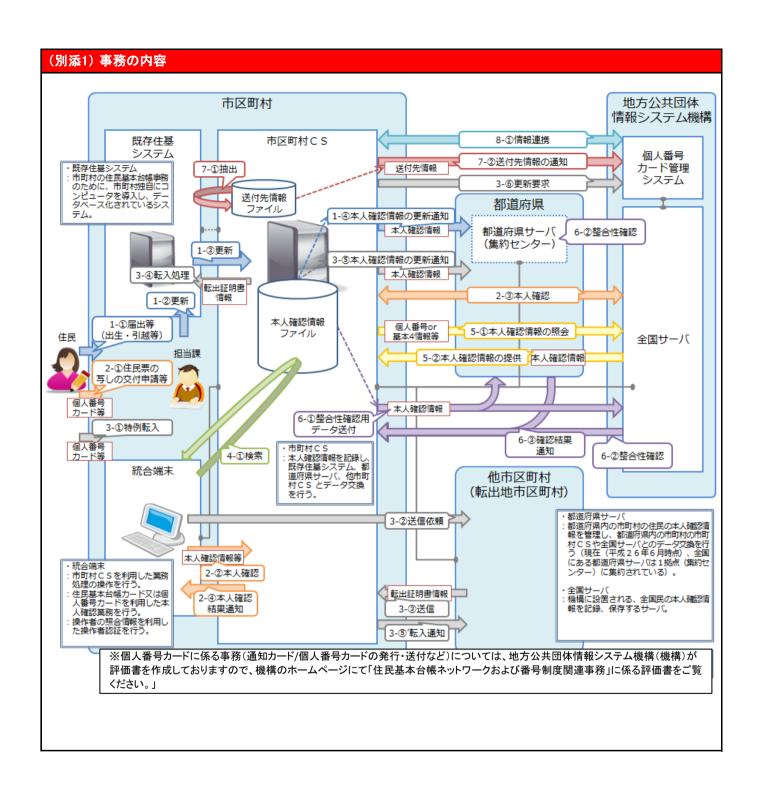
法令上の根拠

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2に基づく情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 4 2, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) (別表第2に基づく情報照会の根拠)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)	
7. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	市民生活部 市民課 総務部 情報政策課	
②所属長	市民課長 加福 理美子 情報政策課長 橋本 聡	
8. 他の評価実施機関		



- ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載を心た際の時出元市町村に対する通知

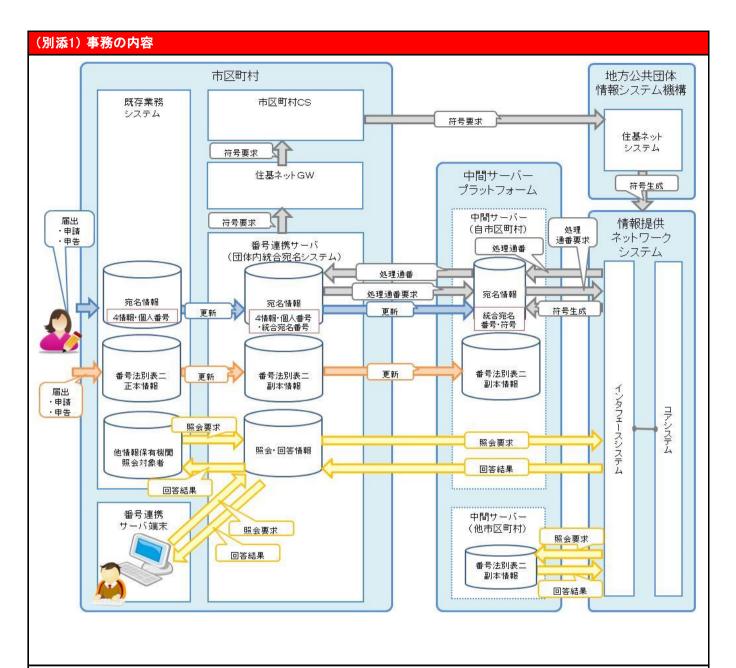
- ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知
- ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会
- ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更
- 9個人番号の通知及び個人番号カードの交付
- ⑩個人番号カード等を用いた本人確認
- ※個人番号カード交付事務は、臨時交付窓口を設置する予定。(情報政策課)



(備考)

左記図は、市町村CSと機構を中心とした事務の流れである。左図の「市区町村」は「青森市」、「市区町村CS」(以下、市町村CSという。)は「青森市CS」を表している。

- 1. 本人確認情報の更新に関する事務
- 1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
- 1-2.市町村の住民基本台帳(住民記録システム)を更新する。
- 1-③.市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④.市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
- 2. 本人確認に関する事務
- 2-(1).住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。
- 2-②、③・統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された 4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-4.全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。
- 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)
- 3-①、転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-②.統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。
- 3-③ 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④.住民記録システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、 都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥.転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の 更新要求を行う。
- 4. 本人確認情報検索に関する事務
- 4-①.4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
- ※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ 検索の要求を行う。
- 5. 機構への情報照会に係る事務
- 5-①機構に対し、個人番号又は4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-2.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
- 6. 本人確認情報整合に係る事務
- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-3.都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。
- 7. 送付先情報通知に関する事務
- 7-① 住民記録システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-2.個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。
- 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携
- 8-①.個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの 返還情報等を連携する。



(備考)

上図は、特定の個人に関する市町村が保有する情報を中間サーバーに格納し符号を付番する仕組みと、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムと連携する仕組みを記述したものである。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル

2 其太	2. 基本情報		
5 - 44 - 45 ·			
①ファイルの種類 ※		<選択肢>	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	
	その必要性	住民基本台帳法に基づき、区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に管理する必要があるため。	
④記録さ	れる項目	<選択肢>	
	主な記録項目 ※	・識別情報	
	その妥当性	住基法第7条各号で定められた住民基本台帳記載事項のほか、事務処理上必要な情報であるため。	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開	始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署		青森市市民生活部市民課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
		[〇]本人又は本人の代理人
	*	[〇] 評価実施機関内の他部署 (国保医療年金課、高齢介護保険課、子どもしあわせ課)
①入手元 ※		[〇] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構(機構))
一个人士尤 ※		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市区町村)
		[]民間事業者 ()
		[〇]その他 (法務省)
		[O] 紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ
②7.手士注		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
②入手方法		[]情報提供ネットワークシステム
		[〇] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、法務省在留カード等発行システム)
③入手の時期・頻度		住民基本台帳に係る届出、他市町村からの通知など、住民に関する記録項目への記載・変更が発生する都度
④入手に係る妥当性		住民に関する記録を正確に行うために、住民からの届出、他市町村からの通知等により、本特定個人情報を住民記録システムで管理する必要がある。
⑤本人への明示		1. 番号法整備法第16条(住基法第7条第8の2号)で、個人番号が住民票への記載事項として規定されている。
0		2. 番号法第9条で、本特定個人情報の利用を認めることが規定されている。 居住関係の公証明及び住民基本台帳ネットワークシステムを通じた全国共通の本人確認手段の提供等
⑥使用目的	※	のため、住基法第3条により住民に関する記録を常に正確に管理し提供する。
変更	更の妥当性	
	使用部署	青森市市民生活部市民課、地域サービス課(柳川情報コーナー、西部情報コーナー、東岳情報コーナー、高田情報コーナー、油川情報コーナー、荒川情報コーナー、横内情報コーナー)、浜館支所、奥内
 ⑦使用の主体	<i>~</i> .	支所、原別支所、後潟支所、野内支所、浪岡事務所市民課 <選択肢>
少区州の王州	使用者数	[100人以上500人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満
		5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上

①住所や世帯の異動に伴う届出又は職権に基づく住民票の記載及び消除、若しくは修正 ・他市区町村からの転入による届出を受理した際は、前住民登録地市区町村が発行した転出証明情 報を基に、個人番号を含む住民に関する情報を本市住民票へ記載する。 ・国外から新たに転入した外国人住民、出生の届出があった本市住民等、過去に他市区町村の住民 票への記載がなされていなかった者に対して個人番号の新規付番を行い、個人番号を含む住民に関 する情報を本市住民票へ記載する。 市民からの申し出や、他市区町村からの通知を受理した際は、それらに基づき個人番号を含む住民 に関する情報を検索し、職権により住民票の消除、若しくは修正する。 ②住基法第7条第9項から第11の2項に定められた情報の入手 ・住民より国民健康保険や介護保険の資格の取得・喪失等の届出等を業務担当課にて受け付けたこと により、各課業務システムにて住基法第7条にある住民票の付記情報の更新があった場合、青森市の 連携システムを介して更新情報を送信し、住民基本台帳ファイルを更新する。 ③他市区町村からの転入の届出に基づき住民票に記載を行った際の前住所市区町村に対する通知 ・転出証明書情報を基に、最終住民登録地(未届地がある場合は未届地を含む)宛てに、個人番号を含 む住民に関する情報を、住民基本台帳ネットワークシステムを介して電子データにて送付する。 ④本人又は同一の世帯に属する者等による請求に基づく住民票の写し等の交付 ・住基法第12条、同12条の2による住民票の交付請求で、請求住民票等への個人番号の記載を求め られた際、その必要性が正当と認められる場合には、個人番号が記載された住民票等を交付する。 ・住基法第12条の4による広域交付住民票の交付請求があった際は、個人番号カードの提示を求め本 人確認を行い、住民基本台帳ネットワークシステムを介して請求者の住民登録地に対して住民票情報 を請求して住民登録地市区町村より交付の承認を得られた場合は、請求された住民票を交付する。 ⑤住民票への記載及び消除、若しくは修正を行った際の都道府県知事に対する通知 ・本市住民票の記載に変動があった場合は、都道府県知事に対し、個人番号を含む住民に関する情報 を、住民基本台帳ネットワークシステムを介して電子データにて送付する。 ⑧使用方法 ※ ⑥住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の照会 ・住所異動の手続きで、異動者に係る前住所地での住民登録情報の確認が必要となる場合等、事務処 理上必要となる場合に限り、住民基本台帳ネットワークシステムを介して都道府県に対して本人確認情 報の照会を行い、個人番号を含む照会対象者に関する情報を入手する。 ⑦住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ・住民より住民票コードの変更請求があった場合、機構から指定された複数の住民票コードから選択し 新たな住民票コードを住民票へ記載した後、都道府県知事に対し、個人番号を含む住民に関する情報 を、住民基本台帳ネットワークシステムを介して電子データにて送付する。 ⑧個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ・個人番号が未付番となっている住民について、機構に対して個人番号とすべき番号の生成を求め、機 構から通知された番号を個人番号として指定するとともに、付番対象者宛て個人番号通知カードの作 成、個人番号カードの交付申請書を同封しての発送を機構に対して依頼し、個人番号を通知する。 ・機構から受領した個人番号を対象者の住民票に記載する。 ・住民より機構に対して個人番号カードの交付申請がなされた場合は、機構にて交付すべき個人番号カ 一ドを作成し、住所地の市区町村へ送付され、送付を受けた市区町村では、申請者に対して交付場所 を指定した個人番号カードの交付に係る通知を作成して送付する。 ・通知にて指定した場所に来庁した住民に対し、個人番号カードの交付等に係る情報を住民記録システ ム及び市町村CSに登録の後、申請者の本人確認を行った上、個人番号カードを交付する。 ⑨個人番号カード等を用いた本人確認 ・個人番号カード、個人番号通知カードにて本人確認を行う場合は、カードに記載された個人番号や、 住所、氏名、生年月日等の情報を住民記録システムにて照合し、又は、住民基本台帳ネットワークシス テムを介して都道府県に対して本人確認情報を照会し、本人確認を行う。 ・上記の他、個人番号カードでの本人確認の場合は、専用のカード情報読み取り装置を用いて、被確認 者が事前に設定した個人番号カードの暗証番号の入力を求め、住民基本台帳ネットワークシステムを 介して都道府県に対して本人確認情報を照会し、本人確認を行う。 窓口業務において、本人確認書類に通知カード、個人番号カード、その他の識別情報により本人確認を 情報の突合 ※ より正確に行う。 情報の統計分析 個人番号を用いた統計分析は行わない。 権利利益に影響を

該当なし

平成27年10月5日

与え得る決定 💥

9使用開始日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない
		(3)件
委託事項1		データ入力業務
①委託内容		住民記録システムへの住民異動情報の入力
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※消除者を含む
	その妥当性	住民異動情報の入力を行う場合、住民記録システムに蓄積されている全てのデータが処理の対象となり得るため。
③委言	毛先における取扱者数	<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ
⑤委詞	そ先名の確認方法	市民等から委託先名の問い合わせがあった場合において本市が回答
⑥委託先名		株式会社 青森電子計算センター
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託	事項2	住民記録システム、番号連携サーバ(以下、住民記録システム等)の保守
①委訓		住民記録システム等のパッケージアプリケーション保守作業
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※消除者を含む
	その妥当性	住民記録システム等の保守を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。

③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O] その他 (住民記録システム)
⑤委詞	モ先名の確認方法	市民等から委託先名の問い合わせがあった場合において本市が回答
⑥委託先名		富士通 株式会社 青森支店
⑦再委託の有無 ※		<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	
委託	事項3	住民記録システム等の運用
①委詞	千内容	ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※消除者を含む
	その妥当性	住民記録システム等の運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。
③委言	毛先における取扱者数	<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (住民記録システム
⑤委託先名の確認方法		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合において本市が回答
⑥委託先名		株式会社 ソフトアカデミーあおもり
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (55) 件 [O] 移転を行っている (31) 件 [] 行っていない
提供先1	別添4を参照
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2
②提供先における用途	別添4を参照
③提供する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※消除者を含む
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	随時
⑦時期·頻度 移転先1	随時 別添4を参照
移転先1	別添4を参照
移転先1 ①法令上の根拠	別添4を参照 番号法第9条第1項別表第1 別添4を参照 住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途	別添4を参照 番号法第9条第1項別表第1 別添4を参照 住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報 <選択肢> 1)1万人未満
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数	別添4を参照 番号法第9条第1項別表第1 別添4を参照 住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報 < <u>選択肢></u> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	別添4を参照 番号法第9条第1項別表第1 別添4を参照 住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報 (選択肢) 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	別添4を参照 番号法第9条第1項別表第1 別添4を参照 住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報 (文選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※消除者を含む
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	別添4を参照 番号法第9条第1項別表第1 別添4を参照 住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※消除者を含む [〇]庁内連携システム []専用線
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	別添4を参照 番号法第9条第1項別表第1 別添4を参照 住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※消除者を含む [〇] 庁内連携システム

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置> 外部侵入防止、監視カメラ、入退管理 サーバ室ICカード+生体認証による入退管理、ラック施錠管理 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
	期間	く選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 [定められていない] 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
②保管期間	その妥当性	<住民記録システムにおける措置> 住基法施行令第34条により、消除された住民票の保管期間は5年間と定められているが、住民記録システムにおいて保有する住民基本台帳ファイルは、保管期間経過後もディスク交換やハード更改等の際を除き、消去は行なわない運用としている。 <業務間連携システム・統合宛名管理システムにおける措置> 統合宛名管理システム・業務間連携システムに保管してある業務情報の副本は、統合宛名管理システム・業務間連携システムに保管してある業務情報の副本は、統合宛名管理システム・業務間連携システムの運用として消去することはない。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、ディスク交換やハード更改等の際を除き、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 なお、特定個人情報が記載された住民異動届書、届出時に提出を受けた転出証明書等については、住民基本台帳法施行令第34条第3項の規定により、その受理された日から1年間保存することとされているため、受理された翌年度1年間を保管期間としている。
③消去方法		ディスク交換やハード更改等の際は、各システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報 が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		

(別添4)提供先

番号法第19条第7号 別表第2に定める事務

項番	提供先	法令上の根拠 別表項番	提供先における用途	情報提供者	提供する情報(特定個人情報)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚 生労働大臣が行うこととされた健康保険に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民基本台帳法第七条第四号に 規定する事項(以下「住民票関係 情報」という。)であって主務省令で 定めるもの
2	全国健康保険協 会	2	健康保険法による保険給付の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚 生労働大臣が行うこととされた船員保険に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
5	全国健康保険協 会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児 入所給付費若しくは特定入所障害児食費等 給付費の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療 費の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
9	都道府県知事又 は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費 用の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の 徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
11	市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 又は費用の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
12	厚生労働大臣	21	身体障害者福祉法による費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
13	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
14	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及 びこれらの法律に基づく条例による地方税 の賦課徴収に関する事務であって主務省令 で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの

15	社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利 子又は低利で資金を融通する事業の実施 に関する事務であって主務省令で定めるも の	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
16	公営住宅法第二 条第十六号に規 定する事業主体で ある都道府県知事 又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関す る事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
17	日本私立学校振 興·共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又 は年金である給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
18	厚生労働大臣又 は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付 又は一時金の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
19	文部科学大臣又 は都道府県教育 委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
20	都道府県教育委 員会又は市町村 教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用に ついての援助に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
21	国家公務員共済 組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の 支給に関する事務であって主務省令で定め るもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
22	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
23	市町村長又は国 民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又 は保険料の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
24	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは 一時金の支給、保険料の納付に関する処分 又は保険料その他徴収金の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
25	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 又は費用の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
26	住宅地区改良法 第二条第二項に 規定する施行者で ある都道府県知事 又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
27	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支 給に関する事務であって主務省令で定める もの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
28	地方公務員共済 組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付 の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
29	地方公務員共済 組合又は全国市 町村職員共済組 合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員 等共済組合法の長期給付等に関する施行 法による年金である給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
30	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
31	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの

32	厚生労働大臣又 は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 による特別児童扶養手当の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
33	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
34	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
35	厚生労働大臣	77	雇用保険法による未支給の失業等給付又 は介護休業給付金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
36	後期高齢者医療 広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による 後期高齢者医療給付の支給又は保険料の 徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七 条第二項の規定により厚生年金保険の実 施者たる政府が支給するものとされた年金 である保険給付の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
38	都道府県知事又 は広島市長若しく は長崎市長	89	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第 三項の規定により厚生年金保険の実施者 たる政府が支給するものとされた年金であ る給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
40	平成八年法律第 八十二条第第 三十二条第存 に規定する存 合又は平成八十二 合 注律第八十二号 附則第四十八号 第一規定 指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である 長期給付又は年金である給付の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
41	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	都道府県知事	96	被災者生活再建支援法による被災者生活 再建支援金の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
43	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員 共済組合制度の統合を図るための農林漁 業団体職員共済組合法等を廃止する等の 法律附則第十六条第三項の規定により厚 生年金保険の実施者たる政府が支給するも のとされた年金である給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
44	農林漁業団体職 員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員 共済組合制度の統合を図るための農林漁 業団体職員共済組合法等を廃止する等の 法律による年金である給付(同法附則第十 六条第三項の規定により厚生年金保険の 実施者たる政府が支給するものとされた年 金である給付を除く。)若しくは一時金の支 給又は特例業務負担金の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

45	独立行政法人農 業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
46	独立行政法人医 薬品医療機器総 合機構	105	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 による副作用救済給付又は感染救済給付 の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
47	独立行政法人日 本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による 学資の貸与に関する事務であって主務省令 で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
48	都道府県知事又 は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	111	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の 給付に係る時効の特例等に関する法律によ る保険給付又は給付の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
50	厚生労働大臣	112	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の 給付の支払の遅延に係る加算金の支給に 関する法律による保険給付遅延特別加算 金又は給付遅延特別加算金の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
51	文部科学大臣、都 道府県知事又は 都道府県教育委 員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
52	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受 講給付金の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
53	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための 教育・保育給付の支給又は地域子ども・子 育て支援事業の実施に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
54	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
55	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律 による特定医療費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの

(別添4)移転先

番号法第9条第1項 別表第1に定める事務

項番	法令上の根拠 別表項番	移転先における用途	移転先(部局)	移転先(課)
1	7	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	健康づくり推進課
2	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定	健康福祉部	障がい者支援課 子育て支援課
		Nは相直又は賃用の徴収に関する事務であって主務省市で定めるもの	浪岡事務所	健康福祉課
3	9	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活 支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令	健康福祉部	子育て支援課
		で定めるもの	浪岡事務所	健康福祉課
4	10	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の 実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	健康福祉部	健康づくり推進課
5	11	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による 身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定め るもの	健康福祉部	障がい者支援課
6	12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設 等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの	健康福祉部	障がい者支援課
7	14	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	障がい者支援課
8	15	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	生活福祉課
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯	財務部	納税支援課 市民税課 資産税課
9	16	つく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯 則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定め るもの	健康福祉部	国保医療年金課
			浪岡事務所	納税支援課
10	19	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	都市整備部	住宅まちづくり課
			財務部	納税支援課
11	30	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険 給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令	市民生活部	地域サービス課
''	- 55	で定めるもの	健康福祉部	国保医療年金課
				納税支援課 健康福祉課

			-	
12	31	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	国保医療年金課
13	34	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	障がい者支援課
14	35	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都市整備部	住宅まちづくり課
15	37	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるも	健康福祉部	子育て支援課
		o o	浪岡事務所	健康福祉課
16	41	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	高齢者支援課
17	43	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十 九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定	健康福祉部	子育て支援課
		めるもの	浪岡事務所	健康福祉課
18	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に 児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関 する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	子育て支援課
19	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	子育て支援課
20	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律 第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	健康福祉部	障がい者支援課
21	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	障がい者支援課
22	49	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	健康づくり推進課
			財務部	納税支援課
23	56	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	子育て支援課
		めって上が自立てためのもの	浪岡事務所	健康福祉課
		京松老の医療の1967年11月1日 サイント (本) フルサラ (本) フェール・リ	市民生活部	地域サービス課
24	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	国保医療年金課
			浪岡事務所	納税支援課 健康福祉課
25	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による 支援終付又は配偶者支援金(以下)中国残留邦人等支援終付	健康福祉部	生活福祉課
25		53 支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		健康福祉課

		介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支	財務部	納税支援課
26	68		健康福祉部	介護保険課 国保医療年金課
			浪岡事務所	納税支援課 健康福祉課
27	70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費 用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	健康福祉部	保健予防課
28	76	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	健康づくり推進課
29	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給	健康福祉部	障がい者支援課
29	04	又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	浪岡事務所	健康福祉課
30	94	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による 子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て 支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康福祉部	子どもしあわせ課 子育て支援課
31	98	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律 第五十号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	健康福祉部	国保医療年金課

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイル	レの種類 ※	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※消除者を含む
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル) において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に 更新・管理・提供する必要があるため。
④記録さ	れる項目	<選択肢> [10項目以上50項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個 人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
5保有開	始日	平成27年10月5日
⑥事務担	当部署	市民生活部市民課

3. 特定	個人情報	の入手・化	使用
			[]本人又は本人の代理人
①入手元 ※			[]評価実施機関内の他部署 (
			[]行政機関・独立行政法人等 ()
	. X:		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()
			[]民間事業者 ()
			[〇]その他 (市民生活部市民課)
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方	·注		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
(金八十万	I <i>i</i>		[]情報提供ネットワークシステム
			[〇]その他 (住民記録システム)
③入手の)時期·頻原	度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。
0171	ケフェル	Lat	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成さ
4人手に	係る妥当は	性	れた際は、住民からの申請等を受け、まず住民記録システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。
			市町村CSが住民記録システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村
⑤本人へ	の明示		長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6 -7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。
⑥使用目	l的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル) において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に
			更新・管理・提供する。
	変更の妥	妥当性	
	使用部署		青森市市民生活部市民課、地域サービス課(柳川情報コーナー、西部情報コーナー、東岳情報コーナー、高田情報コーナー、油川情報コーナー、荒川情報コーナー、横内情報コーナー)、浜館支所、奥内支所、原別支所、後潟支所、野内支所、浪岡事務所市民課
⑦使用の		+ +-	<選択肢>
	19	用者数	3)50人以上100人不凋 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
⑧使用方法 ※			・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民記録システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(住民記録システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
情報の突合 ※ 情報の統計分析 ※			・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報
		是合 ※	ファイルを住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを 住民票コードをもとに突合する。
		於計分析	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。
	権利利益与え得る	なに影響を 決定 <mark>※</mark>	該当なし
⑨ 使用開始日			平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託
委託の有無 ※	[委託しない () 件
5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※消除者を含む
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※消除者を含む
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期·頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。

6. 特定個人情	6. 特定個人情報の保管・消去				
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。			
②保管期間	期間	〈選択肢〉 1)1年未満 2)1年 3)2年 5)4年 6)5年 [20年以上] 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない			
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。			
③消去方法		ディスク交換やハード更改等の際は、各システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報 が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。			
7. 備考					

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイル	ルの種類 <u>※</u>	<選択肢>
②対象と	なる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
	その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録さ	れる項目	<選択肢> [50項目以上100項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 (・業務関係情報 []地方税関係情報 []健康・医療関係情報 []国税関係情報 []児童福祉・子育で関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []産用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []である。
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署		市民生活部市民課

3. 特定	個人情	報の入手・	使用
			[]本人又は本人の代理人
①入手元 ※			[]評価実施機関内の他部署 ()
			[]行政機関・独立行政法人等 ()
			[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()
			[]民間事業者 ()
			[〇] その他 (市民生活部市民課)
②入手方法			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
			[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
			[]情報提供ネットワークシステム
			[〇]その他 (住民記録システム)
③入手の時期・頻度		頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。
④入手に係る妥当性		当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。
⑤本人への明示		÷	通知カード及び個人番号省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)
⑥使用目的 ※			通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
	変更の	の妥当性	_
)主体	使用部署	青森市市民生活部市民課、地域サービス課(柳川情報コーナー、西部情報コーナー、東岳情報コーナー、高田情報コーナー、油川情報コーナー、荒川情報コーナー、横内情報コーナー)、浜館支所、奥支所、原別支所、後潟支所、野内支所、浪岡事務所市民課
少使用の		使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※			住民記録システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(住民記録システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
	情報の突合 ※		入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認る)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
	情報の統計分析 <mark>※</mark>		送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※		該当なし。
⑨使用開始日			平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託の有無 ※		[委託しない () 件			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無		[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件			
		[]行っていない			
提供先1		地方公共団体情報システム機構(機構)			
①法令上の根拠		通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)			
②提供先における用途		市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。			
③提供する情報		2.「④記録される項目」と同じ。			
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※消除者を含む			
⑥提供方法		[]情報提供ネットワークシステム []専用線			
		[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
		[] フラッシュメモリ []紙			
		[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム			
⑦時期·頻度		使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。			
6. 特定個人作	青報の保管・済	消去			
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。			
②保管期間	期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 1)3年 5)4年 6)5年 [1年未満] 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない			
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ 上、速やかに削除することが望ましいため。			
③消去方法		保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕 組みとする。			
7. 備考					

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

- (1)住民基本台帳ファイル
- 1. 宛名番号
- 2. 住民票コード
- 3. 個人番号
- 4. 世帯番号
- 5. 氏名情報
- 6. 生年月日 7. 性別
- 8. 続柄
- 9. 住民となった年月日
- 10. 住民となった届出年月日
- 11. 住民となった事由
- 12. 住民区分(日本人、外国人)
- 13. 世帯主情報
- 14. 現住所情報
- 15. 住所を定めた年月日
- 16. 住所を定めた届出年月日
- 17. 前住所情報
- 18. 転入元住所情報
- 19. 転出先住所情報
- 20. 本籍•筆頭者情報
- 21. 備考欄履歴情報
- 22. 事実上の世帯主情報
- 23. 消除情報
- 24. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)
- 25. 国籍(外国人住民のみ)
- 26. 法30条45規定区分(外国人住民のみ)
- 27. 在留カード等の番号(外国人住民のみ)
- 28. 在留資格情報(外国人住民のみ)
- 29. 通称(外国人住民のみ)
- 30. 通称の記載と削除に関する事項(外国人住民のみ)
- 31. 転出予定者情報
- 32. 除票住民票情報
- 33. 証明書発行履歴情報
- 34. 異動履歴情報
- 35. 住基カード発行状況
- 36. 個人番号カード等情報
- 37. 在留カード等情報
- 38. 法務省通知履歴
- 39. 市町村通知履歴
- 40. 戸籍附票通知履歴
- 41. 処理停止情報
- 42. 印鑑登録情報
- 43. 国保資格
- 44. 国保記号番号
- 45. 国保取得日
- 46. 国保取得事由
- 47. 国保喪失日
- 48. 国保喪失事由
- 49. 国保退職該当日
- 50. 国保退職非該当日
- 51. 介護保険資格
- 52. 介護被保険者番号
- 53. 介護被保険者区分
- 54. 介護資格取得日
- 55. 介護資格喪失日
- 56. 児童手当資格
- 57. 児童手当開始年月
- 58. 児童手当終了年月
- 59. 国民年金資格
- 60. 基礎年金番号
- 61. 年金種別
- 62. 年金資格取得日
- 63. 年金資格喪失日
- 64. 後期高齢資格
- 65. 後期高齢被保番号
- 66. 後期高齢取得日
- 67. 後期高齢取得事由 68. 後期高齢喪失日
- 69. 後期高齡喪失事由

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

- (2)本人確認情報ファイル
- 1. 住民票コード
- 2. 漢字氏名
- 3. 外字数(氏名)
- 4. ふりがな氏名
- 5. 清音化かな氏名
- 6. 生年月日
- 7. 性別
- 8. 市町村コード
- 9. 大字・字コード 10. 郵便番号
- 11. 住所
- 12. 外字数(住所)
- 13. 個人番号
- 14. 住民となった日 15. 住所を定めた日 16. 届出の年月日
- 17. 市町村コード(転入前)
- 18. 転入前住所
- 19. 外字数(転入前住所)
- 20. 続柄
- 21. 異動事由
- 22. 異動年月日
- 23. 異動事由詳細
- 24. 旧住民票コード
- 25. 住民票コード使用年月日 26. 依頼管理番号 27. 操作者ID

- 28. 操作端末ID
- 29. 更新順番号
- 30. 異常時更新順番号
- 31. 更新禁止フラグ
- 32. 予定者フラグ 33. 排他フラグ
- 34. 外字フラグ
- 35. レコード状況フラグ
- 36. タイムスタンプ

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

- (3)送付先情報ファイル
- 1. 送付先管理番号
- 2. 送付先郵便番号
- 3. 送付先住所 漢字項目長 4. 送付先住所 漢字 5. 送付先住所 漢字 外字数
- 6. 送付先氏名 漢字項目長 7. 送付先氏名 漢字 8. 送付先氏名 漢字 外字数 9. 市町村コード
- 10. 市町村名 項目長 11. 市町村名
- 12. 市町村郵便番号

- 13. 市町村住所 項目長 14. 市町村住所 15. 市町村住所 外字数 16. 市町村電話番号 17. 交付場所名 項目長 18. 交付場所名 19. 交付場所名 外字数 20. 交付場所郵便番号 21. 交付場所住所 項目長 22. 交付場所住所 23. 交付場所住所 外字数 24. 交付場所電話番号
- 25. カード送付場所名 項目長 26. カード送付場所名 27. カード送付場所名 外字数
- 28. カード送付場所郵便番号 29. カード送付場所住所 項目長 30. カード送付場所住所
- 31. カード送付場所住所 外字数 32. カード送付場所電話番号
- 33. 対象となる人数
- 34. 処理年月日
- 35. 操作者ID
- 36. 操作端末ID
- 37. 印刷区分
- 38. 住民票コード
- 39. 氏名 漢字項目長 40. 氏名 漢字 41. 氏名 漢字 外字数 42. 氏名 かな項目長 43. 氏名 かな
- 44. 郵便番号 45. 住所 項目長 46. 住所 47. 住所 外字数
- 48. 生年月日
- 49. 性別
- 50. 個人番号
- 51. 第30条の45に規定する区分
- 52. 在留期間の満了の日
- 53. 代替文字変換結果
- 54. 代替文字氏名 項目長 55. 代替文字氏名
- 56. 代替文字住所 項目長 57. 代替文字住所
- 58. 代替文字氏名位置情報
- 59. 代替文字住所位置情報
- 60. 外字フラグ
- 61. 外字パターン

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	1. 届出の窓口において転出証明書等の書類とともに、住民異動届を提出してもらい、本人確認書類 (身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 2. 委託業者が届出書をシステムに入力後、市の担当者が審査者として確認(ダブルチェック)を行う。 3. 住民記録システムの操作者を記録しており、目的外の情報の入手が行われていないかについて操作口グを保存する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入	
リスクに対する措置の内容	1. 住民の記録に関する各届出においては、本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、 受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。(住基法第27条) 2. 住民記録システムを利用する必要がある職員等を特定し、定められた方法によって識別する。 3. 住民基本台帳ネットワークシステムから入手する場合は、市町村CSの認証機能により特定の権限 者以外は操作が行えず、また証跡情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情	- 青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。 ※身分証明書とは、個人番号カード、運転免許証等の官公署から発行され又は発給された書類その他これに類する書類である。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	1. 個人番号カード等の提示を受け本人確認を行う。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号の真正性の確認を行う。 3. 出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	1. 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行った者以外の者が必ず内容を確認(ダブルチェック)する。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	1. 操作者を定められた方法によって認証することで限られた者しかアクセスさせない。 2. 住民からの届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができる部屋に保管する。 3. 住民基本台帳ネットワークシステムより取得する場合は、特定の権限者以外は利用できない仕組みを構築する。 4. 住民記録システムと接続しているネットワークは、外部接続できないような措置を講じたネットワークで構成する。(住民基本台帳ネットワークシステムを除く)
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
リスクへの対策は十分か リスク4: 入手の際に特定個。 リスクに対する措置の内容	1)特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 1. 操作者を定められた方法によって認証することで限られた者しかアクセスさせない。 2. 住民からの届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができる部屋に保管する。 3. 住民基本台帳ネットワークシステムより取得する場合は、特定の権限者以外は利用できない仕組みを構築する。 4. 住民記録システムと接続しているネットワークは、外部接続できないような措置を講じたネットワークで構成する。(住民基本台帳ネットワークシステムを除く) (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人物	青報の使用							
リスク1: 目的	を超えた紐付し	ナ、事	務に必要のな	い情報と	の紐付けが	行われるリス	ク	
宛名システム等 の内容	における措置	2. 信	固人番号利用	業務以外(の業務から	住民基本台帳	含まれない画面 情報の要求があ できないようアク	らった場合は、個人番号が含まれ
事務で使用するステムにおける			他のシステ <i>ム</i> 行われない。			ごきないよう適	切なアクセス制限	限を講じており、目的を超えた紐付
その他の措置の)内容		市情報セキュ 及び研修を写		シーに則し	、特定個人情	報を取り扱う者に	こ対して情報セキュリティに関する
リスクへの対策	は十分か	[十分	である]		> を入れている 残されている	2) 十分である
リスク2: 権限(のない者(元晴	战員、.	アクセス権限の	のない職員	等)によっ	て不正に使用	されるリスク	
ユーザ認証の管	理	[行っている]		<選択肢> 1) 行ってし		2) 行っていない
具体的な	管理方法				証を行う。 -			E制限することで不正利用が行えた
アクセス権限の管理	発効・失効の	Г	行っている]		く選択肢ン 1) 行ってし	> ^る	2) 行っていない
具体的な	全 管理方法	① ② アク 3 2. を 権	セス権限の <i>み</i> 申請に対して 失効管理 限を有してい	新権限の を申請する 、システム た職員等の	必要がある: る。 の管理者か D異動退職!	か、照会権限 「確認の上、ア 情報を確認し、 テムの管理者	'クセス権限を付 . 異動退職があっ . は速やかに失刻	った際は、各所属長が当該IDの失
アクセス権限の	管理	[行っている]		く選択肢ン 1) 行ってし		2) 行っていない
具体的な	管理方法	共用]ユーザIDはタ	発行せず、	必ず個人に	対しユーザIC	を発行する。	
特定個人情報の)使用の記録	[記録を	浅している]	<選択肢> 1)記録を		2) 記録を残していない
具体的な	方法	会・	異動·証明発	行を行った	かを記録す		操作ログを残す。 ·残す。	。(操作者がどの個人に対して照
その他の措置の)内容	_						
リスクへの対策	は十分か	[十分	である]		> を入れている 残されている	2) 十分である
リスク3: 従業	者が事務外で	使用で	するリスク					
1. 職員等を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。 2. 他市町村や行政機関において発生したセキュリティ事故等について、情報共有及び青森市での対状況を確認し、必要があれば発生防止策を講じる。 3. 住民記録システムの操作者が退職や別部門へ異動する場合は、速やかに利用権限の変更・抹消申請するよう各所属長に通知する。 4. 個人情報が記載されている印刷物は、シュレッダー処理を行う。 5. 端末に対するUSB機器の接続制限を実施する。								
リスクへの対策	は十分か	[十分	である]		> を入れている 残されている	2) 十分である
リスク4: 特定化	固人情報ファイ	イルが	不正に複製さ	れるリスク	<u></u>			
リスクに対する技	措置の内容		端末に対する! ヾックアップ以			複製できない	ように制御してい	い る。
リスクへの対策	は十分か	[十分	である]		> を入れている 残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 —								

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[] 委託しない
委託 委託 委託	たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の 契約終了後の不正な使用 そに関するリスク)不正な提供)保管・消去	に関するリスク に関するリスク	るリスク			
情報係	保護管理体制の確認	また、委託		は青森市情	'一ク等の公的機関の認り 報セキュリティポリシーに		で確認している。 「属長が個人情報保護管理
	固人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2)	制限していない
	具体的な制限方法	・アクセス権	限定するために、委 権限を持つ者のアカ を残し、不正な使用	ウント管理			
特定値いの記	■ 固人情報ファイルの取扱 !録	[]	記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2)	記録を残していない
	具体的な方法	特定個人情 している。	「報ファイルの使用」	履歴につい		,、処理内容	などを磁気ディスクに記録
特定個	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2)	定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	第三者に個			への提供は認めない。 必要があると判断するとき	きは、あらか	じめ書面により本市の承
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法				ており、受託者が個人番号		了後はそれらの書類と入力 報の管理・保管を行うこと
特定個	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2)	定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	入力業務のに提出され		民異動届	書や転出証明書等は、処	理完了後、	入力確認票と共に全て市
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2)	定めていない
	規定の内容	·目的外利 ·無断複写	用の禁止 分失、滅失、棄損、ひ 用及び目的外提供 ・複製の禁止 場所からの持ち出し	の禁止	不正アクセスの防止		
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[-	ト分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2) 4)	十分に行っている 再委託していない
	具体的な方法	・委託先と	司等のリスク対策を	実施する			
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている		十分である
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託に	おけるその他のリス	くク及びその	Dリスクに対する措置		
_							

5.特	定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない								
リスク	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク									
特定値 の記録	固人情報の提供・移転 ₹	<選択肢> 記録を残している								
	具体的な方法	・移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受両 システムのタイムスタンプにより確認できる。								
	固人情報の提供・移転 るルール	<選択肢> 定めている								
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	住民基本台帳情報の移転については、事前に書面により申請の上、情報セキュリティ管理者(所属長)の承認を得なければならず、データ移転先に対してデータ利用申請を求め、データ利用の目的及び法的根拠等から可否判断を行い、データ利用を承認した所属に限ってデータの移転をしている。また、提供については、番号法第19条において定められた事務に限定して行うものとしている。なお、必要に応じて操作ログを確認する。								
その他	也の措置の内容	_								
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								
リスク	2: 不適切な方法で提付	供・移転が行われるリスク								
リスク	に対する措置の内容	・庁内連携での移転及び住民基本台帳ネットワークシステムでの提供に限る。								
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク								
リスク	に対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転先の利用目的が適切であると認められた場合に限り提供・移転をしている。 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 品質やセキュリティが保証されている連携システムにてあらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間の 通信に限定しており、必要な情報が必要とするシステムに対して確実に供給される仕組みとしているた め、誤った相手に提供・移転してしまう事がないことをシステム上担保している。								
リスク	への対策は十分か	[十分である] 〈選択肢〉 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								
特定値 する措		委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対								

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[O] 接続しない(入手)	[]接続しない(提供)				
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である				
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容		/ 13 15 N					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である				
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク						
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムがら情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] 	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク						
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける記した音号に建で暗号化を適切に実②中間サーバーの職員認証・権限管理を実施した職員、時刻、操作内容の記録ンライン連携を抑止する仕組みになって(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び見く中間サーバーと既存システム、情報に行政専用のネットワーク(総合行政ネリスクに対応している。②中間サーバーと団体についてはVPN体ごとに通信回線を分離するとともに、③中間サーバー・プラットフォームの保はアクセスができないよう管理を行い、	報提供ネットワークシステムに送施した上で提供を行う仕組みにた機能では、ログイン時の職員認認が実施されるため、不適切な接いる。 照会許可用照合リストを管理する ける措置> 提供ネットワークシステムとの間に、ットワーク等)を利用することによ (ヴァーチャル・プライベート・ネッ 通信を暗号化することで漏えい・ 守・運用を行う事業者においては	はっている。 証の他に、ログイン・ログアウト 続端末の操作や、不適切なオ 機能。 は、高度なセキュリティを維持し り、不適切な方法で提供される トワーク)等の技術を利用し、団 紛失のリスクに対応している。 、特定個人情報に係る業務に				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク								
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN(ヴァーチャル・プライベート・ネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特	定個人情報の保管・	消去						
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・滅り	է・毀損リスク					
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機関	ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 十分に遵守しる		2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全	全管理体制	[十分に整備	している]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)十分に整備して		2) 十分に整備している
③安全	全管理規程	[十分に整備	している]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 十分に整備しる		2) 十分に整備している
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分に周知	している]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)十分に周知しる		2) 十分に周知している
⑤物理	里的対策	[十分に行っ	ている]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)十分に行ってい		2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	外部侵之 <中間+ 中間サ- 施錠管理	入防止 、監視 サーバー・プラ -バー・プラッ	カメラ、入立 ットフォーム トフォームを している。 る	退管理 + ムにおけ モデーター	る措置> センターに構築し、記 置場所はデータセン	体認証による	入退管理、ラック施錠管理 、退室者管理、有人監視及び の領域とし、他テナントとの混
⑥技 術	斯的対策	[十分に行っ	ている]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)十分に行ってい		2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	・ウィルス く中間・ ①中間・ ワークを とともに ②中間・	効率的かつき 、ログの解析 ナーバー・プラ)導入 ・ットフォー <i>』</i> ・ットフォー <i>』</i> 豆括的に保 を行う。 ・ットフォー <i>』</i>	ムではU [・] 護するタ ムでは、'	「M(コンピュータウィ 表置)等を導入し、ア ウイルス対策ソフトを いて、必要に応じて	クセス制限、侵 E導入し、パタ-	ングなどの脅威からネット 浸入検知及び侵入防止を行う ーンファイルの更新を行う。 ッチの適用を行う。
7/19	ックアップ	[十分に行っ	ている]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)十分に行ってい		2) 十分に行っている
⑧事 問知	枚発生時手順の策定・	[十分に行っ	ている]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)十分に行ってい		2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし	l		<選択肢> 1) 発生あり	2	?) 発生なし
	その内容	_						
	再発防止策の内容	_				<u> </u>		
⑩死者	皆の個人番号	[保管して	いる]	<選択肢> 1)保管している	2)保管していない
	具体的な保管方法	生存者の	の個人番号と	同様の方法	にて安:	全管理措置を実施し	ている。	
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分であ	<u>_</u>]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)課題が残される		?) 十分である

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
リスク	リスクに対する措置の内容 住基法に基づき、住民からの届出等をもとに、住民基本台帳の記載・修正・消除等の管理を行ってい ため、保存する特定個人情報が最新の情報であることを担保できる。 一方で、更新前の情報についても、履歴として管理しているため、古い情報も保管することとなる。							
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずし	ハつまでも存在するリ	スク				
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない		
	手順の内容	なお、デ の規定に	ィスク交換やハード更	改等で記 対理的初期	化等、情報を復元できないよ	青森市情報セキュリティポリシー」 うに処置した上で廃棄する。		
その作	也の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその	の他のリスク及びその	りリスクに	対する措置			
_	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル

(2)本人催認情報ファイル								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、住民記録システムへの情報の登録の際に、届出書等の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。							
必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容	1. 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手する情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。また、市町村CSについては、機構のシステムを使用する。 2. 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。							
その他の措置の内容	_							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク2: 不適切な方法で入事	手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を住民記録システムに限定する。							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置 の内容	窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。 ※身分証明書とは、個人番号カード、運転免許証等の官公署から発行され又は発給された書類その他 これに類する書類である。							
個人番号の真正性確認の措 置の内容	1. 個人番号カード等の提示を受け本人確認を行う。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号の真正性の確認を行う。 3. 出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人祝認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。							
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	1. 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行った者以外の者が必ず内容を確認(ダブルチェック)する。							
その他の措置の内容	_							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	1. 機構が作成・配布する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 2. 住民基本台帳ネットワークシステム使用時は、操作者の認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵する。							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

3. 特	3. 特定個人情報の使用						
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
宛名3 の内容	ンステム等における措置 ド	市町村CSと団体内統合宛名システム間の接続は行わない。					
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容		庁内のシステムにおける市町村CSへのアクセスは住民記録システムに限定しており、また、住民記録システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限)を講じる。					
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	2: 権限のない者(元職	t員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ューサ	ゲ認証の管理 	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	ユーザIDによる識別と生体認証による操作者認証を行う。					
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	所属長(業務を委託している場合はこれを所管する所属長)が必要と判断する職員、派遣者、委託先を特定し、システム管理責任者へ申請し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。					
アクセ	ス権限の管理	(選択肢>行っている] 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	1. 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 2. 不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作ログの記録を取得し、保管する。					
特定個	固人情報の使用の記録	<選択肢> 記録を残している					
	具体的な方法	1. 本人確認情報を扱うシステムの操作ログを記録する。 2. 不正な操作が無いことについて、操作ログにより適時確認する。 3. 操作ログの確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等 との整合性を確認する。 4. バックアップされた操作ログについて、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。					
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	3: 従業者が事務外で	- 使用するリスク					
リスク	に対する措置の内容	1. 職員等を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。 2. 他市町村や行政機関において発生したセキュリティ事故等について、情報共有及び青森市での対策状況を確認し、必要があれば発生防止策を講じる。 3. アクセス権限のある職員等が、退職や別部門へ異動する場合は、速やかに利用権限の変更・抹消を申請するよう各所属長に通知する。 4. 個人情報が記載されている印刷物は、シュレッダー処理を行う。 5. USBメモリ等を使用して移転する場合は、事前に許可された媒体を使用する。許可をされていない媒体は、接続制限により使用できない。					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	4: 特定個人情報ファイ	「ルが不正に複製されるリスク					
リスク	に対する措置の内容	1. システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 2. バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員等・委託先等に対し指導する。 3. システムの操作ログを記録する。					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個	固人情報の使用における	らその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託 委託 委託	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク								
情報係	保護管理体制の確認								
	国人情報ファイルの閲覧 新者の制限	Г]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない				
	具体的な制限方法								
特定値いの記	固人情報ファイルの取扱 は録	[]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない				
	具体的な方法								
特定個	固人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない				
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法			., , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<u> </u>				
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法								
特定個	固人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない				
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法								
委託 報ファ・ 規定	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない				
	規定の内容								
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない				
	具体的な方法								
その他	也の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	Г]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク	及びその	フリスクに対する措置					

5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。)	[]	提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転か	「行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録	を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を	残していない
			報等)の提	供・移転を行う際に、提供	共・移転記録(提信	共日時、操作者等)を
具体的な方法	システム上で管 なお、システム 記録を残す。		係る処理	を行ったものの提供・移転	云が認められなか	った場合についても
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定	めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めて	こいない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法		では具体的に誰		条例の規定に基づき認め の目的で提供・移転できる		
その他の措置の内容	者を厳格に管理	型し、情報の持ち 情報を連携する場	出しを制限	で個人情報ファイルを扱う。 限する。 原則として媒体へのデータ		
リスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分で	
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われ	ιるリスク				
リスクに対する措置の内容	手先への情報の	の提供はなされた	いことが	間の通信では相互認証を システム上担保される。 は、逐一出力の記録が残		
リスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分で	きある
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリ	スク、誤った相手	に提供・	移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	システム上、照る。 また、本人確認理チェック(例えを異動事由とすされた情報を通・誤った相手に相手方(都道府	情報に変更が生 ば、現存する住 る更新の際に住 知することをシス 提供・移転してし 県サーバ)と市町	れた検索。 じた際に 民に対り 所以外の ステム上で まうリスク す村CSの	条件に基づき得た結果を選は、市町村CSへの登録時で転入を異動事由とする見 で転入を異動事由とする見 更新が行われようとしたり 担保する。	寺点で項目のフォ 更新が行われよう 場合に当該処理	ーーマットチェックや論 らとした場合や、転居 をエラーとする)がな
リスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分で	きある
特定個人情報の提供・移転(する措置	委託や情報提供	ネットワークシス・	テムを通し	こた提供を除く。)における	その他のリスク	及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行っ	われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[く選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれないプ	方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個。	人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	hるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[く選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し	してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	ゾそのリスクに対する措置	

7. 特	定個人情報の保管・	消去					
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・滅	失・毀損リスク				
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機関ではな	い]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守してい 3) 十分に遵守していない	る 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全	全管理体制	[十分に整備してい	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	る 2)十分に整備している
③安全	全管理規程	[十分に整備してい	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	る 2) 十分に整備している
④安全 員への	全管理体制・規程の職 周知	[十分に整備してい	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい 3) 十分に周知していない	る 2)十分に周知している
⑤物돼	里的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	部屋と ・出入[ヾ室とデータ、プログラは区別して専用の部、コには機械による入む室管理を徹底するたと	屋とする 艮室を管	る。 管理す		某体を保管する保管室は、他の
⑥技術	新的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	コンピューのをた、スン情報内 で 正 で で で で で で で で で で で で で で で で で	プログラムに対応する用する。 用する。 本人確認情報の管理ータウイルス等の有害 毎日、その他の情報 適切であるかどうかる アクセス対策	るために についこ まなソフ は少な を確認す	こ、ウィ て定め トウェ! くとも! する。	サーバ・端末双方でウイルスチイルスパターンファイルは定期的かた規程に基づき、情報セキュリアに関連する情報を含む)を定集 半年に一度)に入手し、機器の情報を基づき、ファイアウォールを記	別に更新し、可能な限り最新のも ティホールに関連する情報(コ 別的(コンピュータウィルス関連 情報セキュリティに関する設定の
7/19	クアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事 問知	女発生時手順の策定・	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]			<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	_					
	再発防止策の内容	_					
⑩死者	者の個人番 号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法		る個人の個人番号と 期間(150年間)保管		死亡ロ	こよる消除後、住民基本台帳法	施行令第34条第3項(保存)に
その他	也の措置の内容	_				AND IN REL	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のま I	ま保管され続ける!	ノスク		
リスクに対する措置の内容 住民記録システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを 認することにより担保する。					認情報が最新であるかどうかを確	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずい	つまでも存在するリ	スク		
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	手順の内容	の記載の記載の記載では、第二では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記	修正前の本人確認なくりの廃棄時は、要ない記録を残す。 ヨソフトによるフォー・ いては、要領・手順れていることを適時で	情報(履歴書マット、物理書記すると	情報)及び消除者の本人確認等に基づき、内容の消去、破 等に基づき、内容の消去、破理的粉砕等を行うことにより、P でき、帳票管理簿等を作成し、 ともに、その記録を残す。	明間(150年間)を経過した住民票 保情報を消去する仕組みとする。 壊等を行うとともに、磁気ディスク 内容を読み出すことができないよう 受渡し、保管及び廃棄の運用が適 帳票管理簿等にその記録を残す。
その作	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

(3) 医付先情報ファイル						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
リスク1: 目的外の入手が行	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	送付先情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、住民記録システムへの情報の登録の際に、届出書等の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。					
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手する情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。また、市町村CSについては、機構のシステムを使用する。 2. 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。					
その他の措置の内容	—					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 不適切な方法で入事	手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を住民記録システムに限定する。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク					
入手の際の本人確認の措置 の内容	窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。 ※身分証明書とは、個人番号カード、運転免許証等の官公署から発行され又は発給された書類その他 これに類する書類である。					
個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。					
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民記録システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、住民記録システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。					
その他の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容	1. 機構が作成・配布する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 2. 住民基本台帳ネットワークシステム使用時は、操作者の認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵する。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の入手(情報提 —	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

3.特	3. 特定個人情報の使用							
リスク1	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク							
宛名シ の内容	ステム等における措置	市町村CSと団体内統合宛名システム間の接続は行わない。						
	使用するその他のシ こおける措置の内容	庁内のシステムにおける市町村CSへのアクセスは住民記録システムに限定しており、また、住民記録システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限)を講じる。						
その他	の措置の内容	_						
リスクイ	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
ユーザ	認証の管理	<選択肢> [行っている] 1)行っている 2)行っていない						
	具体的な管理方法	ユーザIDによる識別と生体認証による操作者認証を行う。						
アクセン 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
Г	具体的な管理方法	所属長(業務を委託している場合はこれを所管する所属長)が必要と判断する職員、派遣者、委託先を 特定し、システム管理責任者へ申請し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードに。 る認証を行っている。						
アクセス	ス権限の管理	<選択肢>〔 行っている 〕1) 行っている 2) 行っていない						
	具体的な管理方法	1. 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 2. 不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作ログを取 得し、保管する。						
特定個	人情報の使用の記録	- <選択肢> [記録を残している] 1)記録を残している 2)記録を残していない						
	具体的な方法	1. 送付先情報を扱うシステムの操作ログを記録する。 2. 不正な操作が無いことについて、操作ログにより適時確認する。 3. 操作ログの確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等 との整合性を確認する。 4. バックアップされた操作ログについて、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。						
その他	の措置の内容	_						
リスクイ	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク3	3: 従業者が事務外で	見用するリスク						
リスクに	に対する措置の内容	1. 職員等を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。 2. 他市町村や行政機関において発生したセキュリティ事故等について、情報共有及び青森市での対象状況を確認し、必要があれば発生防止策を講じる。 3. アクセス権限のある職員等が、退職や別部門へ異動する場合は、速やかに利用権限の変更・抹消を申請するよう各所属長に通知する。 4. 個人情報が記載されている印刷物は、シュレッダー処理を行う。 5. USBメモリ等を使用して移転する場合は、事前に許可された媒体を使用する。許可をされていない媒体は、接続制限により使用できない。						
リスクイ	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク4	1: 特定個人情報ファイ	ルが不正に複製されるリスク						
リスクに	こ対する措置の内容	1. システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 2. バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員等・委託先等に対し指導する。 3. システムの操作ログを記録する。						
リスクイ	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
特定個	人情報の使用における	その他のリスク及びそのリスクに対する措置						
ı								

4. 犋	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない						
委託 委託 委託	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク						
情報係	保護管理体制の確認						
	固人情報ファイルの閲覧 新者の制限	С]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない		
	具体的な制限方法						
特定値いの記	■人情報ファイルの取扱 !録	Г]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
	具体的な方法						
特定值	固人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法						
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法						
特定值	固人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法						
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	Ι	1	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容						
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない		
	具体的な方法						
その作	也の措置の内容			/選切時/			
リスク	への対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク	及びその	カリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供	供・移転しない			
リスク1: 不正な提供・移転か					
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残	していない			
	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供を行う際に、提供記録(提供日時、操作者で管理する。	等)をシステム上			
具体的な方法 	なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合につしす。	ヽても記録を残			
特定個人情報の提供・移転 に関するルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めてい	ない			
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報で、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを明らかにし、特定個人情報				
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセニ者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)のいを必要とする。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しできない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である。 3)課題が残されている				
リスク3: 誤った情報を提供・	・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、住民記録システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人 ステムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施す きない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である。 3)課題が残されている				
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行っ	われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[く選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれないプ	方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個。	人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	hるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[く選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し	してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	ゾそのリスクに対する措置	

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・滅タ	է・毀損リス	. 			
1)NIS	C政府機関統一基準群	[政府機同	関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守してい 3) 十分に遵守していない	vる 2)十分に遵守している 4)政府機関ではない
②安全	è 管理体制	[十分に整	修備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	いる 2) 十分に整備している
③安全	全管理規程	[十分に整	怪備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	いる 2) 十分に整備している
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分に整	修備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい 3) 十分に周知していない	いる 2) 十分に周知している
⑤物፤	里的対策	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	ら 2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	部屋とは ・出入口	は区別して専 には機械に	専用の部屋と こよる入退室:	する。 を管理す	だ記録媒体及び帳票等の可搬 る設備を設置する。 引所を限定する。	媒体を保管する保管室は、他の
⑥技術	斯的対策	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	5 2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	コンピュこののまた、ユーリンのでは、カード・カー 大き はいまた はいまま はいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま	プログラム(: 月する。 :人確認情幸 -タウイルス 毎日、その付 適切である; クセス対策	ス監視ソフトを こ対応するため 級の管理につい 等の有害ない 他の情報は少かどうかを確し	めに、ウ いて定め ソフトウェ ンなくとも 認する。	った規程に基づき、情報セキュリアに関連する情報を含む)を定	的に更新し、可能な限り最新のも リティホールに関連する情報(コ 期的(コンピュータウィルス関連 情報セキュリティに関する設定の
7/19	クアップ	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	5 2) 十分に行っている
⑧事 問知	女発生時手順の策定・	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	5 2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容	_					
	再発防止策の内容	_				7 88 H 1 11 F N	
⑩死者	皆の個人番号	[保管して	こいない]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	_					
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分で	 :ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のま	ま保管され続ける	リスク		
本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都原連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理时村では保管しない。そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクない。			除する仕組みとする。 機構において適切に管理され、市			
リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				2) 十分である		
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずい	つまでも存在する!	Jスク		
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	手順の内容	システム上	、保管期間の経過	過した特定個	国人情報を一括して削除する仕	上組みとする。
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。						

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監	査				
①自己	己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	
	具体的なチェック方法	<中間サーバー・プラットフォー	ムにおけ -バー・プ	プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的	
②監査		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な内容	<青森市における措置> 青森市情報セキュリティポリシー <中間サーバー・プラットフォー 運用規則等に基づき、中間サー	ムにおけ		
2. 彼	業者に対する教育・	各 発			
従業を	者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な方法	②委託業者に対しては、契約内締結している。 <中間サーバー・プラットフォー ①中間サーバー・プラットフォー ることとしている。	容に個 <i>)</i> ムにおけ ムの運用	い研修を実施することとしている。 人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を ける措置> 用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施す 務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

3. その他のリスク対策

個人情報の取扱いに関しては、青森市個人情報保護条例、青森市情報セキュリティポリシー等に準ずる。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 犋	定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
↑030-8555 青森市中央1丁目22番5号 市民生活部市民課 017-734-5238							
②請求	求方法	必要事項を記載した開示・訂正・利用停止に関する請求書を請求先に提出する。					
	特記事項	_					
③手数	数料等	(選択肢>					
4個/	人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル					
	公表場所	総務部総務課					
⑤法*	令による特別の手続						
⑥個/記載等	人情報ファイル簿への不 F						
2. 特	定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ					
		〒030-8555 青森市中央1丁目22番5号					
①連約	格 先	【評価事務に関すること】市民生活部市民課 017-734-5238 【制度全体に関すること】総務部情報政策課 017-734-5167					
②対/	芯方法	問い合わせ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて、関係先に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。					

VI 評価実施手続

1 甘磁位日弧体											
1. 基礎項目評価											
①実施日	平成27年6月12日										
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)										
2. 国民・住民等からの意見	- 己の聴取										
①方法	わたしの意見提案制度実施要綱に基づき、パブリックコメントによる意見の聴取を実施した。										
②実施日•期間	平成27年3月16日から平成27年4月15日まで										
③期間を短縮する特段の理 由	短縮期間なし										
④主な意見の内容	意見なし										
⑤評価書への反映											
3. 第三者点検											
①実施日	平成27年5月11日、平成27年5月18日										
②方法	青森市情報公開・個人情報保護審査会に学識経験のある外部有識者を加えて第三者点検を実施した。										
③結果	特定個人情報保護評価指針に基づき適合性・妥当性について点検をした結果、本評価書案については、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることが確認された。以下、主な意見。評価書の修正を行った意見・事務の内容を説明する別添1の図(P8、P10、P12)の関連性を明確にすべき。その他意見・操作記録等各種データの保管に関して、不正操作等の抑止の観点から、その内容・場所・期間等を明確にして整備することが望ましい。										
4. 特定個人情報保護委員	会の承認【行政機関等のみ】										
①提出日											
②特定個人情報保護委員会 による審査											

											\neg
	提出時期に係る説明										
	提出時期										
	変更後の記載										
	変更前の記載										
(別添3)変更箇所	項目										
(別添3)	変更日										